

# 一般社団法人さいたま市測量設計業協会

## 運 用 規 則

1. 慶弔見舞金規定
2. 入 会 規 定
3. 理 事 の 選 任
4. 役 員 会 等
5. 顧 問 及 び 相 談 役

# 1. 慶弔見舞金規定

- 1 本規定は、一般社団法人さいたま市測量設計業協会の福利厚生事業として慶弔見舞金を支給する際に適用する。
- 2 正会員は、本規定に該当する事項が発生した場合に直ちに協会事務局に届出なければならない。
- 3 協会事務局は、以下の5から9に該当する事項につき届出又は連絡を受けた場合は、直ちに会長と協議しその指示により他の会員にその旨を通知する。
- 4 本規定は、正会員のほか顧問にも適用することができる。
- 5 正会員の慶事に際しては、次の通り祝金を贈る。
  - (1) 本社事務所の新設落成の場合 金1万円
  - (2) 記念行事等（大きな行事）の場合 金1万円
- 6 正会員の代表者が傷病により10日以上入院した場合は見舞金として金1万円を支給する。
- 7 正会員の事務所又は正会員の代表者の自宅等が火災その他の災害に遭遇した場合は、災害見舞金を支給する。見舞金の額はその都度理事会において決定する。

- 8 正会員の代表者又は従業員が国又は地方自治体の叙勲等褒章を受けた場合は次の通り祝金を贈る。
- (1) 代表者 金3万円
  - (2) 従業員 金1万円
- 9 死亡弔慰金の取扱いは、次の通りとする。  
ただし届出又は連絡が遅れ告別式に出席できない場合は生花は贈らない。又時間に余裕がない場合はその代金を支給する。
- (1) 正会員の代表者が死亡した場合  
香料 金5万円 生花一基
  - (2) 正会員の従業員が業務上死亡した場合  
香料 金1万円
  - (3) 正会員の代表者の配偶者・実父母・養父母・実子・養子が死亡した場合  
香料 金1万円 生花一基
- 10 慶弔見舞金の取扱いに際し、本規定に該当しない場合は理事会の決定による。
- 11 本規定の改廃、変更は理事会の決定による。

## 2. 入 会 規 定

### 1 ( 入会承認願いの添付書類 )

	提 出 書 類	備 考
1	入会承認願い	
2	過去3年間の測量設計業務経歴	任意様式
3	さいたま市の過去3年間の測量設計業務における指名通知書(5件以上)	写し可
4	法人登記事項証明書	写し可
5	測量業登録証明書	写し可

### 2 ( 賛 助 会 員 )

関連業務を営む者で、本協会の趣旨に賛同し、理事会で推薦された企業・個人を賛助会員とする。

### 3 ( 入 会 金 )

正会員は、一律 金30万円とする。

### 4 ( 会 費 )

正会員は、4月から9月迄を前期 金3万円  
10月から翌年3月迄を後期 金3万円の  
年額 金6万円とする。

新入会員の会費は、入会承認の時期により前期・後期 各金3万円とし、月割での会費としない。

賛助会員は、年額 金1万円とする。

### 5 ( 入会申込要件 )

本協会への入会を希望する者は、下記の要件を満たしていなければならない。

1) さいたま市内に本店を設置後、3年以上経過してい

- るもの。
- 2) 過去3年間に、さいたま市より測量設計業務の指名件数を5件以上有するもの。

### 3. 理事の選任

- 1 理事立候補者は、事前に理事会に届出をし、理事会において推薦し、総会においてその承認を得るものとする。但し立候補者が6名以上ある時は、社員総会において投票により獲得票数上位6名を理事とする。  
投票方法は正会員1名が候補者3名を連記し集計する。
- 2 投票に際し、選挙管理委員会を設置する。立候補者以外の正会員1名を理事会で推薦し、委員長とし幹事がこれを補佐する。
- 3 本法人の理事は、一般社団法人埼玉県測量設計業協会の役員との兼務は出来ない。

### 4. 役員会等

- 1 理事会で決定された業務執行について、その方針に沿って企画・立案等を行い、この法人の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議により、幹事を選任する。
- 2 幹事の任期については、定款第25条を援用する。
- 3 会長は、会長・副会長・理事・監事・幹事を構成員とする役員会を招集する。
- 4 その他会長が必要と認められた時は、会務運営上必要な委員会を設置することができる。

## 5. 顧問及び相談役

- 1 この法人に、顧問及び相談役を置くことができる。
- 2 顧問及び相談役は、理事会の決議に基づき、会長が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、理事会の諮問に応じ、参考意見を述べるることができる。
- 4 顧問及び相談役の任期については、定款第25条を援用する。
- 5 顧問及び相談役は、無報酬とする。